

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・千坂・小畑・斉藤・服部
行政書士 小畑・千坂

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

改正育児・介護休業法全面施行

平成24年7月1日から 改正育児・介護休業法では従業員数が100人以下の事業主にも以下の諸制度が全面適用されます。

平成21年に改正された育児・介護休業法がいよいよ今年の7月1日から全面施行となり、従業員数が100人以下の事業主にも以下の(1)短時間勤務制度(2)所定外労働の免除(3)介護休暇制度が適用されますので、育児・介護休業規程の見直しや制度導入に向けての準備をしておきたいところです。また、関連して「子育て期短時間勤務支援助成金(小学校就学前(常用雇用労働者100人以下の小規模事業主は3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を利用した場合に、事業主に支給される助成金です。)」などがありますので、初めて短時間勤務制度の利用者ができる場合は要件を満たし必要な手続きを経れば、受給可能です。

(1) 勤務時間の短縮措置(短時間勤務制度)

(第23条第1項、則第33条の2から34条、指針第2の9)

3歳未満の子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(原則として6時間)を設けることが義務化されます。

・対象となるのは、以下の①～④のいずれにも該当する男女従業員です。

① 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと

※1日の所定労働時間が6時間以下とは・・・1ヵ月または1年単位の変形労働時間制の適用される労働者については、すべての労働日の所定労働時間が6時間であることをいう。

② 日々雇用される者でないこと

③ 短時間勤務制度が適用される期間に現に育児休業をしていないこと

④ 労使協定により適用除外とされた以下の労働者でないこと

ア) その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者

イ) 1週間の所定労働日数が2日以下

ウ) 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する業務に従事する従業員

(2) 所定外労働の免除

(第16条の8、則第30条の8から則第31条、指針第2の3)

3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合には所定労働時間を超えて労働させてはならない。

・対象となるのは、原則として3歳未満の子を養育する男女従業員(日々雇用者は除く)です。

(3) 介護休暇

(第16条の5、第16条の6、則第30条の4から第30条の7、指針第2の2)

労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば、1年度(4/1～翌3/31まで)において5日、2人以上であれば10日を限度として介護休暇を取得できる。

・対象となるのは、対象家族の介護、その他の世話する全ての男女従業員(日々雇用者を除く)です。

ただし、勤続6ヵ月未満の従業員、週所定労働日数が2日以下の従業員の場合は、労使協定がある場合には、対象外となります。

詳しくはお尋ねください。

主婦年金の新救済

Q

専業主婦のA子さんは3年前までパートタイマーで生命保険の外交員をしていました。その間、厚生年金保険に加入していたのですが、退職時にはなんの手續もしませんでした。この度、退職時には国民年金第3号被保険者への届け出が必要とわかり早速届出をしたいと思いますが、友人から2年超前の分は認められないと言われてしまいました。このままでは、将来の年金が1年分少なくなってしまう。なにか良い方法はありませんか？また国民年金制度が改正されるとのことですが教えてください。

A

1. 国民年金第3号被保険者の届出

国民年金第3号被保険者の期間は必要な届け出を行うことによって保険料納付済期間となり、年金額に反映されます。届け出が遅れた場合は遡ることができますが、**最大2年間が原則です**。質問者の場合、退職日（3年前）と届出日（遡り2年前）までの差1年間について国民年金未加入期間となり、年金額も減額となります。しかし現在は平成17年4月から特例により今回の差1年間の期間についてご主人が間違いなく厚生年金に加入していることが証明されれば国民年金第3号被保険者の加入期間として保険料納付済期間と認定されますので早速届出をすれば大丈夫でしょう。

2. 国民年金制度が改正

① 第3号被保険者期間中に第3号被保険者以外の期間が判明した場合の取扱いが変更されました。（平成23年8月10日以降）

第3号被保険者期間中に第3号被保険者以外の期間が判明した場合、改めて新たにお届けいただくことにより、本来の年金を受け取れるようになりました。（今までは年金が受取れない場合や減額される場合がありました。）

② 国民年金の後納保険料の納付が始まります。（平成24年10月以降）

※ 納付可能期間は10年間！

従来2年間しか保険料の遡及納付ができなかったものを10年間に延長するものです。

※ 納付は平成24年10月1日から平成27年9月30日まで！

後納保険料の納付が出来る期間は**3年間**です。期間が経過すると後納保険料の納付はできなくなります。

※ 後納保険料の納付にはお申し込みが必要です！

後納保険料の納付は事前のお申し込みが必要です。お近くの年金事務所にお申込ください。

（注）年金受給のための保険料納付期間が満たされる方もあるかもしれませんが、是非検討してください。ただし、一定の手續きと申出日の属する年度から起算して3年度を超える期間の保険料を納付する際は、保険料額に加算金がかかりますのでご注意ください。

今年はオリンピックイヤーです。メダル獲得数予想はマスコミに任せるとして、日本で実際にメダルを取れそうなのは、女性の方に期待できそうな気がします。たとえば、レスリングの吉田沙保里選手（あの某警備会社のCMで壁に張り付いて目から何やら光線を出している人）や柔道の特に軽量級の選手たちです。一部の階級ではオリンピックで勝つより、日本の代表になる方が難しいのではとさえ思います。女性だけで金が5～7個くらい行くのではないかと思います。一方、男性では体操の内村選手くらいしか思いつきません。名の通った水泳の北島選手やハンマー投げの室伏選手も期待したいところですが、年齢的に正直きついのではないかと考えています。ところで、世界情勢を見るとこのまま、オリンピックが無事開催できるのか個人的には心配しています。ユーロ危機やイラン情勢など、オリンピックに関係なく要注意です。

今月の予定

確定申告

（2月16日～3月15日）

お気軽にご相談ください

